

大阪府の小規模金融特区構想に反対する会長声明

大阪府は、本日、小規模金融特区構想を発表した。

同構想は、大阪府を金利解放エリアとすると標榜し、具体的には、認証貸金業制度を創設し、認証貸金業者については、1年以内の短期貸付及び20万円以下の少額貸付の上限金利を年29.2%へと緩和するとともに、年収の3分の1を超える貸付を原則禁止とした貸金業法の総量規制についても、50万円以下の少額貸付等について例外を設けるというものである。

同構想は、総量規制及び金利引下げにより多重債務者の発生を抑制するとの貸金業法改正の趣旨を完全に没却するものであり、到底容認できない。

貸金業法改正は、平成22年6月18日に完全施行されたばかりであり、完全施行による影響は未だ検証されておらず、これを理由とする今回の特区構想には何ら合理性を見いだせない。

行政としては、国の多重債務問題改善プログラムに基づき、総量規制により資金需要を満たすことができない債務者に対しては、相談窓口へ適切に誘導したり、公的融資などの各種セーフティネットを充実させたりすることにより対応すべきであるにも関わらず、同構想は、その行政の職責を放棄したものと云わざるを得ない。債務者が支払った金利を原資とする相談支援も、本末転倒である。

さらに、同構想は、市場原理に基づく貸金市場の実現を図るとするが、貸金業者と債務者との間で市場原理による適正な金利の実現が期待できないことは、金利規制の歴史から明らかである。

加えて、同構想における少額または短期の例外貸付けを認めるなどの議論は、平成18年12月の貸金業法改正の際や、その後の見直し議論においても議論が尽くされた上、排斥されたものばかりである。

大阪府議会は、平成21年10月27日に改正貸金業法の完全施行を求める意見書を全会派一致で採択し、大阪府内の全地方議会も同趣旨の意見書を採択しているが、同構想は、地方議会を通じて表明された府民の声を無視するものである。

同構想による金融特区を導入することは、再度、貸金業法改正前の状況に逆戻りさせることになりかねず、貸金業法改正の契機となった八尾ヤミ金事件が発生した大阪府下から、新たに多重債務問題を発生させることになるとしか評価できない。

これまで多重債務者の救済に取り組んできた当会としては、今回の多重債務者救済に逆行する同構想は到底容認できるものではない。

当会は、大阪府に対し、同構想に反対を表明するとともに、同構想の提案を直ちに撤回するよう求めるものである。

2010年（平成22年）7月6日

大阪弁護士会

会長 金子武嗣